



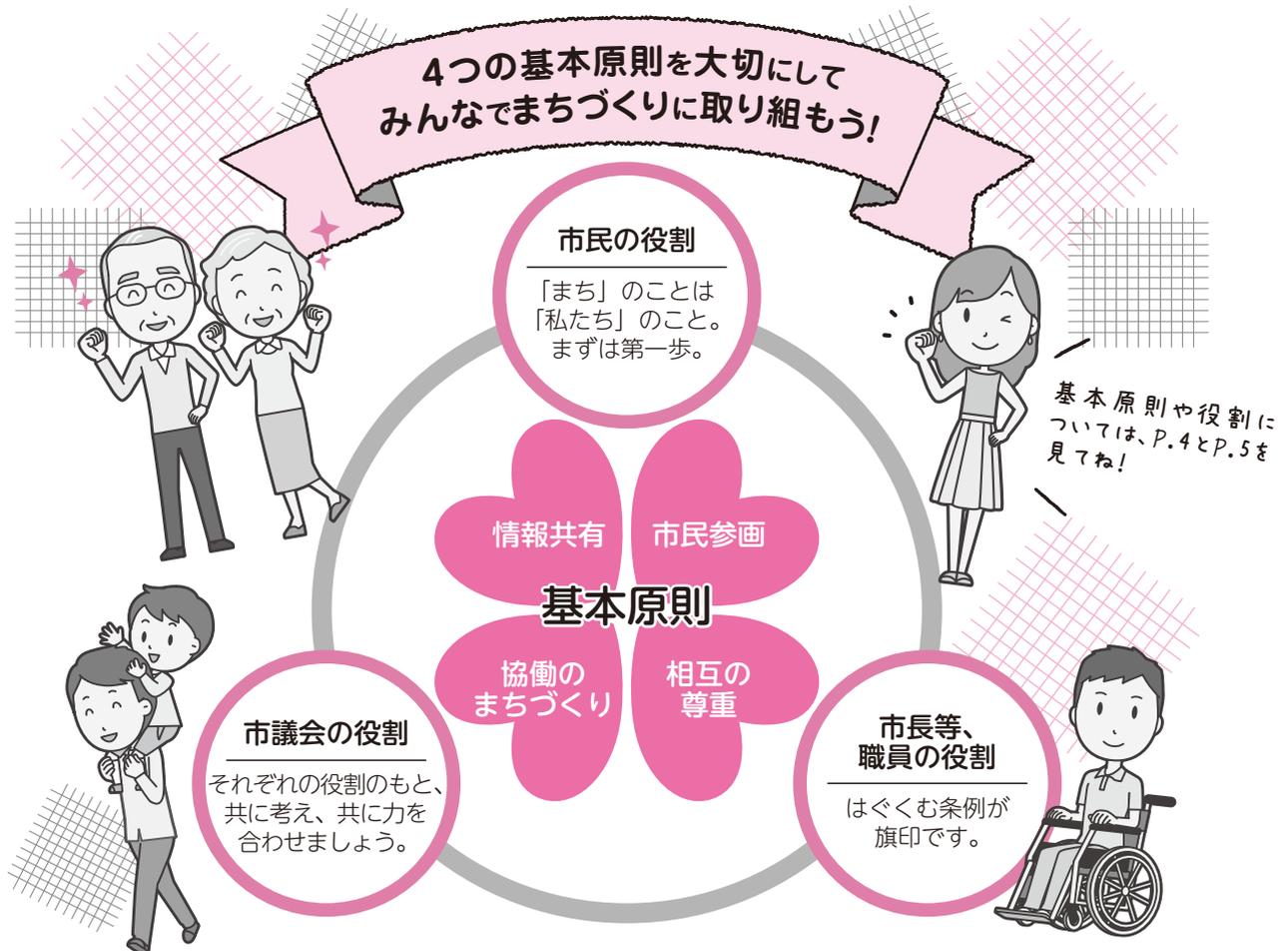
「私たち」で橋本市をはぐくもう!

市民の皆さんや行政などがお互いに協力し合う「協働のまちづくり」をより一層進めるため、基本的な考え方やルールなどを定めた「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例（はぐくむ条例）」を制定しました。

これから、市民の皆さん・行政それぞれが、この条例の内容や役割について意識しながら、まちづくりに取り組むことが大切です。

「まちづくりに参画するって難しくないの?」と思うかもしれませんが、自分たちのまちに関心を持ち、自分にできることから始めることが第一歩です。一人ひとりの「身近にできるまちづくり」が、橋本市全体のまちづくりにつながっていきます。

「住み慣れた地域で、子どもから高齢者まで、地域全体で支えあいながら安心・安全な生活をおくれるまち」を目指して、自分でできる身近なことからはじめてみましょう。

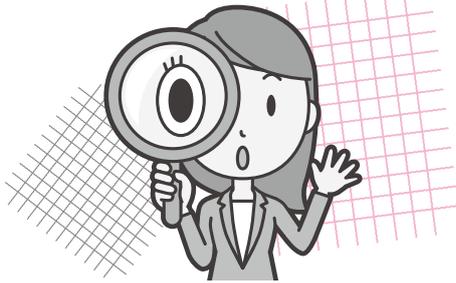


条例にはどんなことが書かれているの？

1 前文

前文には、右の5つの要素を含めました。

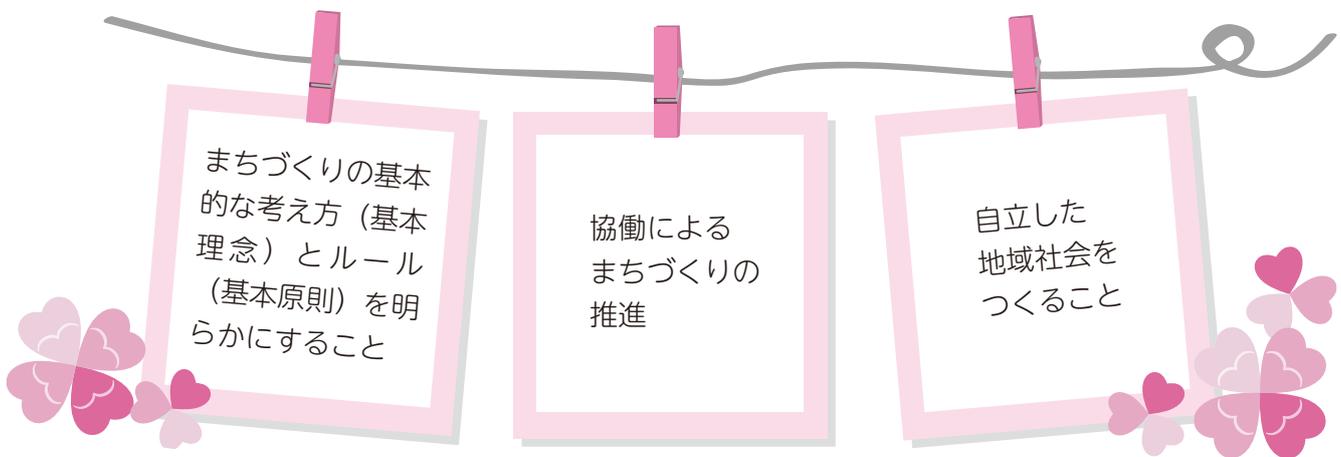
はぐくむ条例は、まちづくりを頑張っている
みんなの応援をする条例だよ！



条例全文は、P10、P11を見てね。



2 目的



「はぐくむ条例」のこだわり、橋本市らしさ

はぐくむ条例には、たくさんのこだわりが詰まっています。

その中でも、主な3つのこだわりを紹介します！

① 皆さんの活動を後押しします

市民の皆さんの活動を後押しできる条例にするため、「責務」や「義務」ではなく「役割」という表現を用いています。

② 親しみやすいです・ます調

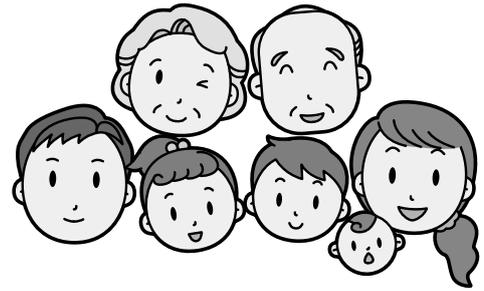
親しみやすいように、条文全体を「です・ます調」で表現しています。

③ 作ってからも育みます

将来にわたってこの条例を育みたいと考え、愛情をもってみんなで大変に守って育てていきたいという想いを込めています。

3 基本理念(基本となる考え方)

- 住み慣れた地域で子どもから高齢者まで地域全体で支えあいながら安心・安全な生活をおくれるまちを目指します。
- 協働してまちづくりを進めます。



4 基本原則(基本的な進め方)

この条例の基本となるルールのことです。

協働してまちづくりを進めていく上で、次の4つのことを大切にしています。

まず市民と市、市民間や市の内部でお互いに情報を発信し、共有し合う必要があります。



情報共有

市民は、まちづくりの主体として積極的にまちづくりに参画するよう努める必要があります。

また、市はその参画のための機会を設ける必要があります。

市民参画

基本原則

適切な役割分担のもとで連携し、協働してまちづくりに取り組みます。

市民も含め、市全体が一体となって取り組むことが大切です。

協働の
まちづくり

相互の
尊重

住みよい豊かなまちをつくるため、お互いの意見や行動を尊重し合うことが重要です。



「協働」ってなに？



「協働」とは、より良いまちを築き上げていくために、立場の異なる様々な担い手が、お互いを尊重し合いながら、それぞれの知恵や経験、専門性などの特性を生かし、それぞれの役割のもと、共に考え、共に力を合わせて取り組むことをいいます。

❀ 自治と協働をはぐくむための、私たちの役割

まちづくりの担い手によって、様々な役割があります。それぞれの役割について紹介します！

市民 の 役割

- 自主的にまちづくりに参画します。
- 自分たちのまちに関心を持ち、自分たちのまちをよく知るために、情報を出し合い共有します。



「市民」とは

市内に在住する住民だけではなく、在勤、在学者、市内に事業所を置く事業者、市内でまちづくりに関わる個人や団体のことをいいます。

市議会 の 役割

- 市の意思決定機関として議決の責任を負い、行政活動の監視や政策の立案を行います。
- 基本的な事項については橋本市議会基本条例を尊重します。



「市議会」とは

橋本市の意思決定を行う議決機関です。市議会は、地方自治を担う二元代表制の一つとして位置付けられています。

市長等 の 役割

- 市政運営に関する情報について市民との情報の共有に努めます。
- 市民がまちづくりや市政に参画する機会を設けます。
- 全ての市民が自発的・自主的にまちづくりに参画できるよう支援します。

「市長等」とは

市長、教育委員会、監査委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価委員会をいいます。

「市」とは

市議会・市長等によって構成される自治体としての橋本市のことをいいます。

職員 の 役割

- 市民に対して丁寧で分かりやすい説明に努めます。
- 職務について必要な知識、技術等を習得し、市民と協働してまちづくりに取り組みます。



「職員」とは

職員は、憲法第15条にある「公務員は全体の奉仕者」であり、地方自治法上、長の補助機関とされています。

職員は、職務を執行するに当たって、市長等の役割も遵守します。

みんなひっくるめて「私たち」！

この条例では、自分たちのまちは自分たちでつくる！
という自治の主体を表現する手段として、条文の中で

「私たち」 という主語を用いています。

「私たち」は市民と市のことをいいます。

「私たち」がまちをつくります！



❀ 地域主体のまちづくりに向けた仕組みと役割

地域が主体となったまちづくりを進めていくために、それぞれ違った役割を持っています。

地域主体のまちづくり

- 市民は、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、助け合いながら地域課題の解決に向けて自ら行動します。
 - 市は、市民の自主的な地域におけるまちづくりに対して、必要な施策を推進します。
- 市民と市それぞれが、この条例の内容や役割についてよく理解し、これからのまちづくりに取り組んでいくことが大切です。



地域運営組織

市民による自主的なまちづくりを行うために、「地域運営組織」を設立することができます。

市内の地域にはそれぞれ特色があるため、その実情や特色をいかした、多様なまちづくりに取り組んでいくためのものです。

民間非営利組織

市全体として協働してまちづくりを行なっていくためには、地縁型組織である区・自治会や地域運営組織のほか、各分野において全市的に活動するNPOやボランティアなどの民間非営利組織や個人も重要な役割を担います。

まちづくりって私にもできるの？

「まちづくり」とは、住みよい豊かな地域社会をつくるための取組み及び活動をいいます。例えば地域の清掃活動や地域でのイベントの開催など、市民の皆さんが取り組めるまちづくりは、身近にたくさんあります。たとえば…

地域の
清掃活動や
行事に
参加する

地域の
子どもたちを
見守る

選挙で
市長や議員を
選ぶ

お祭りや
伝統行事に
参加する

区や自治会の
活動を行う

市開催の
シンポジウム・
ワークショップに
参加する

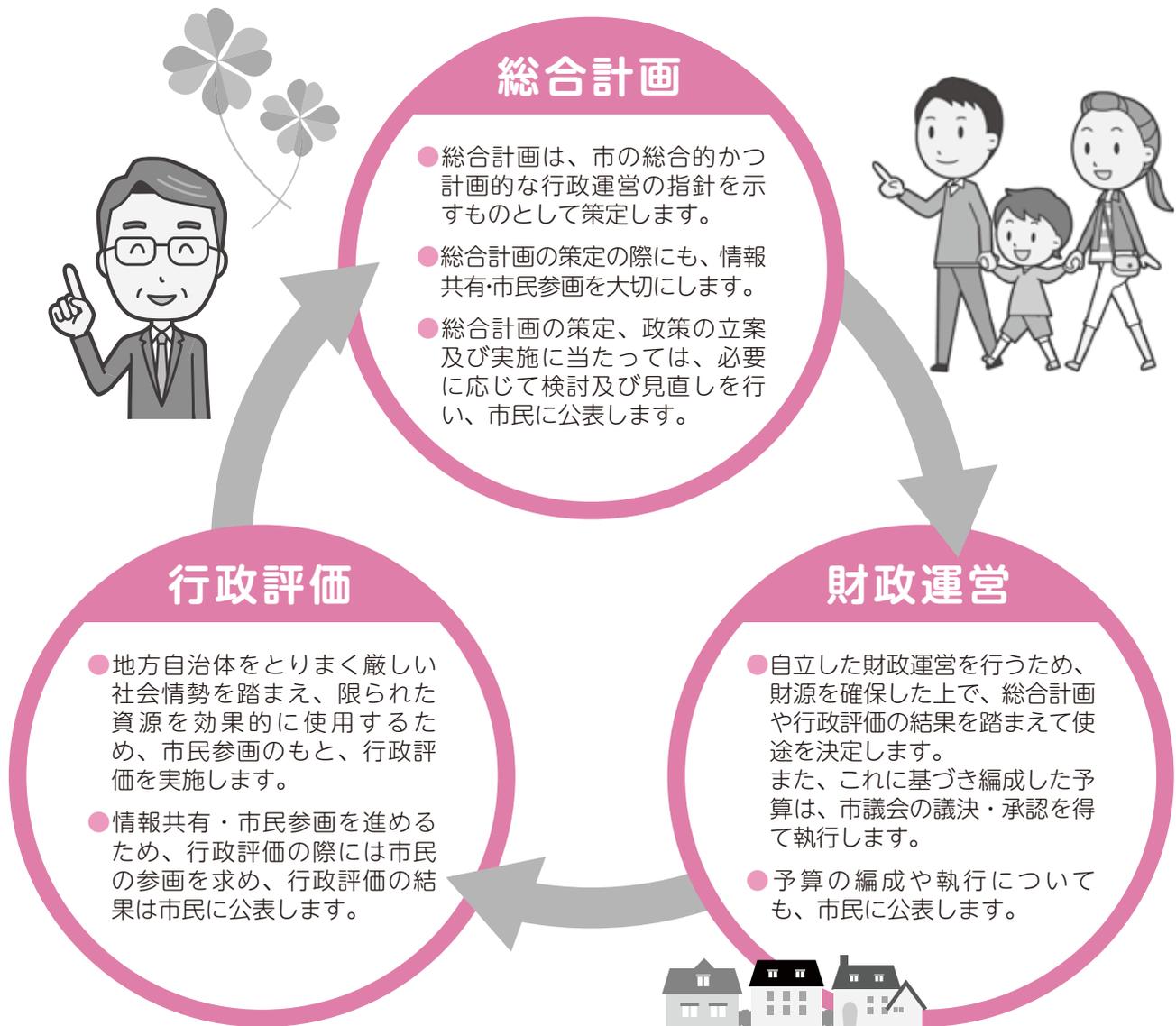
市の広報や
ホームページで
行政の情報を
得る

ボランティア
活動を行う

自分ができる
身近なことから
はじめましょう



はぐくむ条例では、市政運営(市が主体となったまちづくりの仕組み)についても定めています。



条例の位置づけ

本来条例に上下関係はありませんが、基本理念にあるまちづくりを進めるため、この条例の位置付けを定めています。基本理念にあるまちづくりを進め、橋本市を住みよい豊かな地域社会とするため、市民と市はこの条例を尊重し、誠実に守ることが大切です。



❀ 条例をはぐくむ仕組み

はぐくむ条例

この条例は、まちづくりを進める上での基本となるものであるため、社会情勢に合ったものになっているかどうか、形だけのものになっていないか、橋本市の自治やまちづくりの推進に本当にふさわしいものかどうかを検証する必要があります。

そこで、市民参画のもとで、この条例が実効性のある条例であり続けるよう、橋本市全体で育んでいくことを定めています。



はぐくむ委員会

この条例を育んでいくため、この条例の検証や見直しを検討する「橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会」（はぐくむ委員会）を設置します。



はぐくむ委員会って？

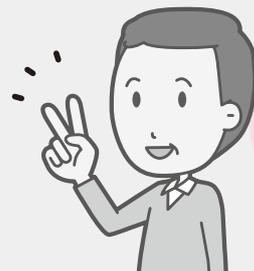


はぐくむ委員会は、はぐくむ条例の実効性の検証及び見直しについて会議を行います。

委員会は、

- 学識経験を有する者
- 公的機関及び公共的団体等に所属する者
- 市民
- その他市長が必要と認める者

のうちから20人以内で組織されます。



より多くの人に
関わってもらうために、
はぐくむ委員会の任期は
2年！



橋本市の **自治と協働をはぐくむサポーター**って？

この制度は、はぐくむ条例の応援をしていただける人、協働のまちづくりに積極的に参画していただける人に対し、市から原則電子メールで情報を提供する制度です。いきなり参画するのはハードルが高いと感じている人も、まずははぐくむサポーターに登録し、どんな取組みをしているのか知るところからはじめませんか？

登録お待ちしております！

対象者

市内に在住・在勤・在学する人、市内でまちづくりに関わる人

登録方法

所定の登録申請書に必要事項を記入の上、提出してください

情報の提供

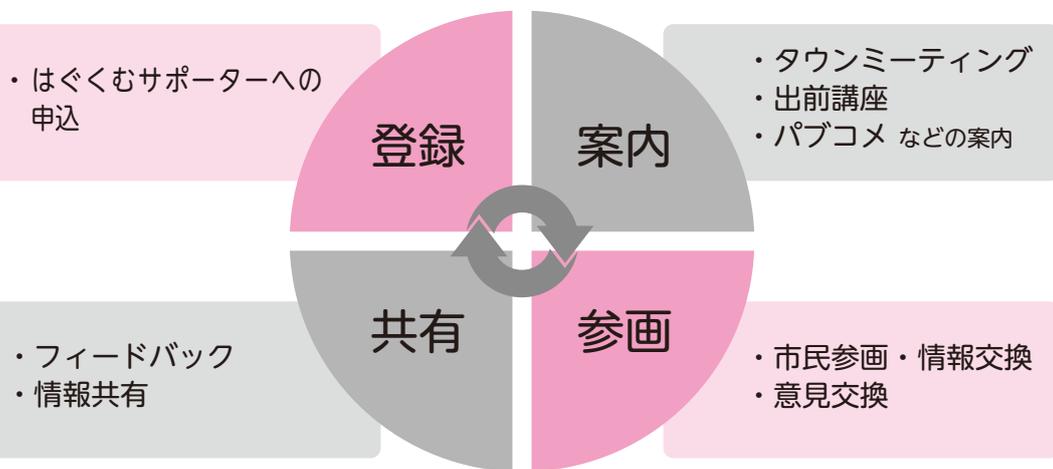
タウンミーティングなどの開催・結果、市民委員の公募、パブリックコメント実施のお知らせなど



◀ はぐくむサポーター登録制度への携帯電話用二次元コードはこちら



はぐくむサポーターの制度イメージ



橋本市の自治と協働をはぐくむ条例

前文

私たちの住んでいる地方都市・橋本は、人口減少や少子高齢化、またそれに伴う地域の担い手不足などによる社会環境の大きな変化を迎えています。このような状況の中にあっても、私たちは、次の時代へとしなやかにかつ確実にこの住みよい橋本市を引き継いでいく必要があるため、ここに、自治の基本理念や基本原則、協働のあり方、地域づくりなどを規定する条例を定めます。

この地は、遠い万葉の昔から街道がひらけ交通の要衝として、また、都より高い文化を受け入れ栄えてきました。私たちは、豊かな自然と紀の川の清き流れとともに、この誇るべき伝統を守りながらこれからの未来に繋いでいく使命があります。

それぞれの地域に暮らす私たち一人ひとりが、共に繋がり、共に支えあいながら、地域全体で安全で安心な生活がおくれるまちを目指します。

橋本市の名前の由来のように、私たちは、世代間や地域間のかけ橋となるように一人ひとりが自分ごととして橋本市の未来をとらえ、自らが考え、自らが創造し、自らが責任を持って主体的に行動し続ける必要があります、自治と協働のまちづくりを進めていきます。

市民と市がそれぞれの役割を自覚し、また、市民がお互いに個性を認め合い人間の尊厳を認識し、誇りを持って一人ひとりが彩り豊かに平和な生活を送れるような自治のまちを創ります。

第1章 総則

第1条（目的）

私たちは、橋本市におけるまちづくりの基本理念と基本原則を明らかにし、協働によるまちづくりの推進と自立した地域社会を創出するため、この条例を定めます。

第2条（定義）

この条例で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) 私たち 次号及び第3号に定める市民及び市をいいます。
- (2) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者その他の市内でまちづくりに関わる全ての個人及び市内に事業所を置く事業者その他の市内でまちづくりに関わる全ての団体（法人を含みます。）をいいます。
- (3) 市 市議会及び市長等によって構成される基礎自治体としての橋本市をいいます。
- (4) 市長等 市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (5) まちづくり 住みよい豊かな地域社会をつ

くるための取り組み及び活動をいいます。

- (6) 参画 自らの意思でまちづくりに関わることをいいます。
- (7) 協働 様々な担い手が、それぞれの知恵や経験、専門性などの資源を生かし、尊重し合いながら、果たすべき役割と責任を自覚し、共に考え、共に力をあわせることをいいます。

第3条（基本理念）

私たちは、住み慣れた地域で、子どもから高齢者まで、地域全体で支えあいながら安心、安全な生活をおくれるまちを目指し、協働してまちづくりを進めます。

第4条（基本原則）

私たちは、基本的人権尊重の下、次の各号に掲げる事項を基本原則としてまちづくりを推進します。

- (1) 情報共有 私たちは、市民参画や協働のまちづくりを進めるため、お互いに情報を発信し、共有し合います。
- (2) 市民参画 市民は、まちづくりの主体として積極的にまちづくりに参画するよう努め、市はその参画のための機会を設けます。
- (3) 協働のまちづくり 私たちは、適切な役割分担の下で連携し、協働してまちづくりに取り組みます。
- (4) 相互の尊重 私たちは、住みよい豊かなまちをつくるため、お互いの意見及び行動を尊重し合います。

第2章 市民

第5条（市民の役割）

市民は、自主的にまちづくりに参画します。

- 2 市民は、自分たちのまちに関心を持ち、自分たちのまちをよく知るために、お互いに情報を出し合い共有します。

第3章 市議会

第6条（市議会の役割）

市議会は、市の意思決定機関として議決の責任を負うとともに、行政活動の監視及び政策の立案を行います。

- 2 市議会に関する基本的な事項については、橋本市議会基本条例（平成26年橋本市条例第54号）によります。

第4章 市長等及び職員

第7条（市長等の役割）

市長は、市政の代表者として、公正かつ誠実に、市政運営を行います。

- 2 市長等は、それぞれ相互に連携・協力し、一体として、市政運営に当たります。
- 3 市長等は、市政運営に関する情報について、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供することにより、市民との情報の共有に努めます。
- 4 市長等は、市民参画を実現するため、市民がまちづくり及び市政に参画する機会を設けます。
- 5 市長等は、協働を推進するに当たり、全ての市

民が自発的・自主的にまちづくりに参画することができるよう支援します。

- 6 市長等は、国や他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対して、事務の共同処理や協定等により、自主性を保持しつつ相互に連携し、協力し合いながら解決に当たるよう努めます。

第8条（職員の役割）

職員は、全体の奉仕者であり、法令を遵守し、市民に対して丁寧で分かりやすい説明に努めるとともに、公正かつ誠実に、その職務を遂行します。

- 2 職員は、職務についての必要な知識、技術等の習得、能力開発及び自己啓発を行うとともに、職務の遂行に当たって創意工夫に努め、市民と協働してまちづくりに取り組みます。

第5章 地域づくり

第9条（地域主体のまちづくり）

市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域の課題を共有し、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、解決に向けて自ら行動します。

- 2 市は、前項に規定する市民の自主的な地域におけるまちづくりを振興するために、地域における課題の把握、相談機会の確保、地域間の調整、活動の支援、人材育成、費用の助成等必要な施策を推進します。

第10条（地域運営組織）

市民は、一定のまとまりのある地域において、まちづくりに関わる組織として、地域運営組織を設立することができます。

- 2 地域運営組織は、当該地域の市民に開かれたものとし、市、区・自治会その他関係機関と連携しながら協力してまちづくりを行います。
- 3 地域運営組織は、地域における課題を共有し、その解決に向けて取り組むとともに、地域の特性等をいかした多様なまちづくりに取り組みます。
- 4 市民は、地域社会の一員として、自主的に地域運営組織の活動に参加します。

第11条（民間非営利組織）

自主的に公益性、非営利性、継続性を持ってまちづくりに取り組む民間非営利組織（個人を含みます。）は、市、区・自治会、前条に規定する地域運営組織その他関係機関と連携してまちづくりに協力するよう努めます。

第6章 市政運営

第12条（総合計画）

市長は、まちの将来像を明らかにし、総合的かつ計画的な市政運営を進めるため、総合計画を策定します。

- 2 市長は、地域の特性や多様性を尊重したまちづくりを進めるため、地域別計画を積み上げ、総合計画を補完します。
- 3 市長は、総合計画の策定に際しては、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、市民の

意見を反映させるため、広く市民の参画を求めます。

- 4 市長は、総合計画の策定、政策の立案及び実施に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、必要に応じて検討及び見直しを行い、市民に公表します。

第13条（財政運営）

市長は、自立した財政運営を行うため、自らの判断と責任で財源を確保し、使途を決定するものとします。

- 2 市長は、総合計画の進行状況及び行政評価の結果を踏まえて予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めます。
- 3 市長は、予算の編成及び執行について、その内容に関する情報を市民に提供するよう努めます。

第14条（行政評価）

市長は、効果的で効率的な市政運営を行うため、総合計画基本計画策定時等に行政評価を実施し、その結果を施策の見直し、予算の編成、組織の改善等に反映します。

- 2 市長は、前項の評価に当たっては、市民の参画を求めます。
- 3 市長は、第1項の評価の結果を公表します。

第7章 条例の位置付け

第15条

私たちは、橋本市を住みよい豊かな地域社会とするため、この条例を尊重し、誠実に遵守します。

- 2 市は、条例、規則等を制定又は改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図ります。

第8章 条例の検証及び見直し

第16条（はぐくむ条例）

私たちは、この条例の内容が橋本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうか、毎年度効果を検証し、必要に応じて見直ししながら、実効性のある条例となるよう育んでいきます。

第17条（はぐくむ委員会）

市は、前条の検証及び見直しにあたって、橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会（以下「はぐくむ委員会」といいます。）を置きます。

- 2 市は、はぐくむ委員会に、市民の参画を求めます。
- 3 はぐくむ委員会は、この条例に基づく諸制度に関する事項を調査審議し、市長に意見を述べるすることができます。

第18条（委任）

この条例の施行に関し、別に条例で定めるものを除くほか、必要な事項は、規則で定めます。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行します。ただし、第10条の規定については、施行の日から3年を超えない範囲において規則で定める日から施行します。



橋本市の自治と協働をはぐくむ条例 (施行日2019年4月1日)

橋本市総合政策部政策企画室

住所 〒648-8585 橋本市東家1-1-1

TEL 0736-33-1111(代) FAX 0736-33-1665

E-mail kikakhsy@city.hashimoto.lg.jp

ホームページ <http://www.city.hashimoto.lg.jp/>

橋本市の自治と協働をはぐくむ条例

検索

この条例は、「橋本市自治基本条例策定委員会」と協働で策定しました



橋本市マスコットキャラクター はしぼう

表紙イラスト：柴田 香織